

令和4年度 第3回

釜石市国民健康保険運営協議会

会 議 録

事務局：釜石市市民生活部市民課国保年金係

会 議 録

- 1 開催日時 令和5年 2月 16日(木) 午後3時～午後4時
- 2 開催場所 釜石市役所第7会議室
- 3 出席委員 10名
公益代表
佐々 隆裕 前川 公二 佐々木 亨
医療機関代表
堀 晃 神林 敦彦 小笠原 善郎 佐々木 憲一郎
被保険者代表
佐々木 裕一 中平 美恵子 小野寺 しず子
- 4 説明のために出席した職員等
市民生活部 菊池 公男 市民生活部長
税務課 廣田 昭仁 税務課長
市民課 三浦 薫 市民課長
濱川 希望 課付補佐
宮野 秀幸 国保年金係長
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議の経過
 - (1) 開会
 - (2) 市長挨拶 (代読：市民生活部長)
 - (3) 会長挨拶 前川会長
- 7 審議事項
 - (1) 釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
 - (2) 令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について
- 8 協議事項
 - (1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて
- 9 その他
- 10 閉会

1 開 会

(司会者)

只今から令和4年度第3回釜石市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日の協議会を開催するにあたっては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、おおむね1時間程度をめぐりとして、進行させていただきたいと思っております。

2 市長挨拶

(司会者)

本日は、市長が別公務のため出張となっておりますので、代わって菊池市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

<代読：菊池市民生活部長>

令和四年度 第3回 釜石市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から国民健康保険事業はじめ、市政全般にわたりまして多大なるご支援・ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

国民健康保険を取り巻く状況は、オンライン資格確認によるデータ共有の開始や、マイナンバーカードの保険証利用等、国のDX化事業が先行して推進されている状況です。このような被保険者の利便性につながるシステムの導入等のDX化については、当市も積極的に取り組んで参ります。

次に当市の国民健康保険事業の状況です。

かねてより本運営協議会の中でも報告させていただいている課題となりますが、依然として一人当たり医療費が県内市町村で一番高い状況が続いております。様々な保健事業を行ない、被保険者の健康改善に取り組んでいるところですが、どうしても結果が出るまでに時間を要する課題であることから、今後も粘り強く腰を据えて、保健事業に取り組んで参ります。

本日の協議会には、少子化対策として出産育児一時金の支給額を50万円とする「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」と、「令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)」について諮問させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

今後とも、国民健康保険事業の安定運営のため、更なるご指導、お力添えを賜りますよう、よろしく願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和5年2月16日 釜石市長 野田 武則 代読

3 会長あいさつ

(司会者)

続きまして、前川会長に、ご挨拶をお願いいたします。

〈会 長〉

お疲れさまでございます。

市長挨拶にもございましたが、まだまだ国保の運営状況も厳しいものがあるということでしたが、コロナの影響も少しずつ終息してきているように思います。

本日は審議事項2件、協議事項1件となっております。皆様のご協力をいただき、スムーズに進行させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(司会者)

ありがとうございました。

審議に入ります前に、新委員をご紹介させていただきます。

被保険者代表委員の佐々木秀夫委員から後任として推薦をいただきました佐々木 裕一委員になります。令和4年11月1日よりの任期となりますが、本日初めての出席となりますので、ひと言ご挨拶をお願いいたします。

(佐々木委員)

当協議会は2回目となります。よろしくお願い致します。

(司会者)

ありがとうございました。

挨拶にもありましたが、佐々木委員は平成31年まで6年間、国保運営委員を務めていただいております。2度目の就任となります。経験の豊富なアドバイスをいただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

4 審議事項

(司会者)

それでは審議事項に入ります。釜石市国民健康保険条例施行規則第2条の規定によりまして、会長が議長の任に当たることとなっております。よろしくお願い致します。

(議長；前川会長)

会議に先立ちまして議長より報告いたします。

本日の出席委員は、10名で過半数に達しておりますので、釜石市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により会議は、成立しております。

本日欠席された委員からは、それぞれ都合により出席できない旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

次に本日の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、釜石市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、議長において、医療機関代表委員の小笠原善郎委員と被保険者代表委員の佐々木裕一委員の2名を指名いたします。

(会 長)

それでは、会議次第により進めてまいります。

審議事項(1)「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」当局の説明を求めます。

(市民課長)

審議事項1「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」について、説明いたします。

改正内容ですが、出産育児一時金の支給額を、出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律で総額50万円に引き上げるよう健康保険法施行令等が一部改正となったことに伴い、本市においても改正することとしたものです。

第4条第1項中「408,000」を「488,000」に改めることにより、規則で定めている産科医療保障制度の対象となる出産に対する「12,000円」を上限とした加算をすることにより、総額「500,000円」の支給額とするものです。

なお、4ページ5ページの別紙については、参考資料となりますので後でご覧いただきたいと思います。

以上が条例改正についての説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(会 長)

ただいま説明がありましたが、皆さんのほうからご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

健康保険法施行令の改正に伴うものということでよろしいですね。

(市民課長)

その通りになります。

(会 長)

それでは、お諮りをいたします。

「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声あり〉

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

(会 長)

次に、審議事項(2)「令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)について」審議いたします。

当局の説明を求めます。

(市民課長)

令和5年度の当初予算案を説明する前に、本市国民健康保険の現状について簡単に説明します。

「別冊資料」の1ページ「資料1」をご覧ください。

①被保険者数ですが、令和5年1月末現在で、6,554人、市民に占める割合は、21.4%となっております。5人に1人は国保被保険者ということになります。

また、②国保加入世帯は4,655世帯で、市全世帯の29.5%となっています。

③一人当たり医療費、これは10割分となりますが、令和3年度実績は、517,917円で、県内で1番高い状況です。

④保険税の収納率は、96.97%で、前年度より0.67ポイント増加しています。県平均の95.86%を上回っています。

⑤特定健診の受診率は、令和3年度は34.3%で、令和2年度の28.6%から増加しておりますが、令和2年度はコロナ感染症対策のため、日数の短縮や、時期を延期して実施したことから、受診率が低くなっております。このため、令和3年度は大幅な増加となりましたが、コロナ禍前の水準に戻る結果となっております。

以上、簡単ではありますが本市の国民健康保険の現状の説明となります。このことを踏まえ、「令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)」について説明いたします。

予算の内容については、本日、配付しております「別冊資料」により説明します。

「別冊資料」2 ページ「資料2」をご覧ください。

これは本資料の審議事項2「当初予算案」の款・項・目という会計の項目のみに集約したものになります。

表の見方ですが、2つ表があり上の表が歳入、下の表が歳出となっております。左側の列が「科目」、隣りの太枠部分が「令和5年度当初予算案」、その右隣りが「令和4年度当初予算額」、右端が「前年度比較」となります。

それでは、予算について説明します。

令和5年度歳入合計及び歳出合計欄をご覧ください。

令和5年度の当初予算案は、歳入歳出とも総額42億3,021万2千円を計上しております。予算編成に当っては、厚生労働省からの予算編成の留意事項及び岩手県から示されている国民健康保険事業費納付金等に基づき作成しています。

主な項目を説明いたします。

先に下の表、歳出の主な項目を説明します。

②「保険給付費」は、医療費に係る分ですが、33億1,985万4千円としております。保険者が医療機関に支払う7割、8割分の療養給付費は5,760万3千円の減少見込みですが、高額療養費分について1億5,465万4千円の増加を見込んでおり、これらを合わせ、昨年度より9,822万8千円の増加となっております。

③「国民健康保険事業費納付金」は、国保の財政主体となっている岩手県に納付するもので、7億6,326万5千円とし、県の算定額に基づき計上しております。昨年度より1,973万5千円の減額となっております。

⑤「保健事業費」は、4,376万8千円とし、特定健康診査等事業については令和5年度に2つの新事業を実施する予定です。一つは、令和4年度にモデル事業として実施した「歯科健康診査」を市国保事業として実施することで48万4千円を見込み、また、受診率向上のため、同じく4年度にモデル事業として実施した「かかりつけ医からの受診勧奨及び情報連携事業」として110万円を計上しています。

ただし、その他保健事業で行っていた「コホート研究事業費」の減少により、合計では昨年度より5万9千円の減額となっております。

次に上の表、歳入を説明します。

初めに①「国民健康保険税」については、廣田税務課長より説明します。

(税務課長)

税務課の廣田と申します。本日はよろしく願いいたします。

歳入の①になります。

令和5年度の国保税当初予算額を4億9,118万6千円と見込んでおります。令和4年度と比較して2,186万1千円の減、率で4.3%の減で見込みます。税率

は令和4年度に改正しておりますので令和5年度も同じ税率ですが、減少になっている一番の原因は、被保険者数が減少しているということです。団塊の世代。令和5年度につきましては昭和23年4月以降に生まれた方が順次75歳になりますので、そこで国保から後期高齢者医療制度に移行するために国保加入者が減少するということになります。他にもコロナ感染症の長期化、燃料費や物価の高騰、急激な円安など景気のマイナスな要素がございます。所得の増加が大きく見込めなかったことを考慮して算出した減収ということで考えております。

(市民課長)

続きまして③「県支出金」の欄をご覧ください。

「県支出金」は、国及び県からの交付金となり、33億4,229万7千円としています。普通交付金については、医療給付費に係る分として9,604万9千円の増加と、また、特別交付金については4,463万1千円の減少となりこれらを合わせ、令和4年度と比較して5,141万8千円の増加となっております。

次に⑤「一般会計繰入金」ですが、3億6,974万4千円としています。内訳は保険基盤安定負担金2,240万6千円、財政安定化事業負担金858万8千円、及び法令改正により増額となる出産育児一時金繰入金106万7千円の増加等により、令和4年度と比較して3,535万2千円の増加となっております。

次に、⑥「財政調整基金繰入金」ですが、国保税が減収となる見込みであり、激変緩和措置特例等の財政支援を受けておりますが、なおも不足する財源を補うため、財政調整基金から1,178万4千円を取崩し活用するものです。令和4年度と比較して301万7千円の増加となっております。

次に3ページ「資料3」をご覧ください。

これは、令和5年度に国保が行う主要事業となります。

先ほど説明した、予算の事業内容となります。時間の制限もございますので、主な項目だけ説明します。その他は後からご確認いただきたいと存じます。

1「国民健康保険税賦課事業」と、2「国民健康保険税徴収事業」は、ともに「総務費」の中に含まれ、税務課所管分となります。

3「療養給付費」は、国保の本来事業である、医療費の保険者負担分の給付事業です。

医療機関を受診された方は窓口で2割ないし3割を現金で支払って頂いているが、その他の7割、8割分を保険者で支払うことになっております。この分です。

4「療養費」は、柔整の施術、治療用装具等を支払うものです。

5「高額療養費」は、月ごとの「世帯自己負担限度額」を越えて一部負担金を支払ったものを、支給する事業です。

次のページをご覧ください。

6「出産育児一時金」は、被保険者の出産の際に、一時金として支給するものです。

令和5年度から法令改正により1件当たり42万円から50万円となります。

7「葬祭費」は、被保険者の死亡に対し、喪主の方へ3万円を支給するものです。

8「国民健康保険事業費納付金」は、平成30年度から都道府県が財政の運営主体となったことから、県の試算に基づき、納付するものです。

現在、当市は、「激変緩和措置」というかたちで、令和5年度まで本来の納付額から差引かれた金額で算定されています。

9「特定健康診査等事業」は、生活習慣病予防のため、保険者へ義務付けされている法定事業です。

令和5年度は、新事業を2つ予定しています。

「歯科健康診査」、「かかりつけ医からの受診勧奨及び情報連携事業」ですが、いずれも今年度にモデル事業として実施したものを市の国保事業として継続して展開するものです。実施方法については、予算が決定次第、本格的に検討して参ります。

10「保健事業」は、市の保健活動事業を、支援する補完事業になります。

当市は脳血管疾患の発症率が県内でも上位であることから、データヘルス計画に基づき、昨年度に引き続き減塩教室、禁煙チャレンジ事業、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組めます。

以上が、令和5年度の国保主要事業になります。

次に、5ページになります。

「国民健康保険財政調整基金保有状況」資料になります。

市の基金残高は、令和3年度末で、4億1,310万8千円となっております。

令和4年度は経過途中となりますが、基金の取崩しを行わなくても良い財政状況となる見込みで、12月補正予算で3,695万2千円を積み立てることで予算計上を行っていることから、令和4年度末の基金の残高は、約4億5,056万円になる見込みです。

なお、令和5年度は当初予算において財源不足を補うために1,178万4千円の基金の取崩を行う事で予算計上を行っております。基金については、年度途中で収支の状況を注視しながら、同水準を維持するよう努めて参ります。

以上、「令和5年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)」について説明を終わります。よろしくご審議願います。

(会 長)

ただいま説明がありましたが、皆さんのほうからご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(佐々木委員)

別冊資料3 ページ、国民健康保険税徴収事業の賃借料、滞納管理システムで

すが、どのようなシステムですか。

(税務課長)

滞納管理システムは、市税や国保税など共通のシステムになっています。催告状を発送すること、あるいは督促状の管理することがメインになります。

差し押さえ等の法定文書も作成しておりまして、データを活用することによって徴収率を上げる効果が出ています。

(佐々木委員)

システムのリース料ということですね。

(税務課長)

その通りです。民間事業者からのリースです。

(会 長)

それでは、お諮りをいたします。

「令和5年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

今回の諮問にあたりまして、当協議会は、本日の審議に基づき、審議事項2件を原案通り了承する旨、答申を行うものといたします。

(会 長)

次に協議事項に入ります。

(1)「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて」説明をお願いします。

(税務課長)

それでは本資料の10ページを元に説明いたします。

1「改正主旨」になります。

令和5年度地方税制改正において、令和5年度以後の分の国民健康保険税について課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しが盛り込まれております。

限度額の引き上げにより被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得層の負担の軽減を図ることを目的としています。軽減判定所得の引き上げにより物価上昇等の経済動向に対応することを目的としております。

具体的には、2番の「改正内容」になります。

まず、課税限度額の引き上げにつきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円にするものです。これにより国民健康保険税の総額を102万円から104万円とするものです。このことによって、課税限度額に達していた世帯の負担が増えることが想定されます。

次に軽減所得判定の引き上げについてです。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を現行の28.5万円から29万円に、2割軽減の対象となる同金額を現行の52万円から53.5万円にそれぞれ拡大しようとするものです。このことにより、これまで所得基準がギリギリで軽減が受けられなかった方の救済につながるということが予想されます。

これらの内容で地方税法施行令の改正が進んでおりますが、例年、施行令の公布時期が3月末となることから、3月定例会への上程が間に合わず、市長の先決処分で条例の改正を行なっております。今回見直しとなる令和5年度国保税に関する部分も、従来のおり専決処分としたいと考えております。本協議会へは議案としては諮問しておりませんが、答申書へ専決処分を了承する旨のご意見をいただきたいと思っております。説明は以上になります。

(会 長)

3月の法令改正に伴う条例改正ということですね。

(税務課長)

はい、そうなります。

(会 長)

当局からの説明にもありましたように地方税法等改正の成立後となるものであり、例年は3月末に成立されていることから、本件については諮問されておりましたが、本日の協議された内容を踏まえまして、改正された場合の当協議会の意見として、専決処分で行う旨、答申書に記載することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

6 その他

(会 長)

次に「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(税務課長)

情報提供となりますが、市税の関係ですが、令和5年度から納税環境が変わります。内容としては、納付書にQRコードが印刷され、QRコードを活用した納税が可能となります。このことによって、令和5年度に賦課される市税から、地方税統一QRコードが印字された納付書を発行することにより、これまで金融機関で納付する場合、市の指定金融機関のみで取扱いを行っていたものが、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付ができるようになります。また、スマートフォン決済アプリ等を利用した電子納付や「地方税お支払いサイト」を利用して、クレジットカード払いやインターネットバンキング等での納付も可能となります。

ただし、年金から天引きされている個人市民税・県民税、国民健康保険税については、今までどおりとなります。

地方税統一QRコードが印刷された納付書(全国統一様式)では、本税金額しか納付できなくなるため、督促手数料が徴収できなくなります。そのため督促料を廃止する市税条例の改正案を3月議会に上程する予定です。

(佐々木委員)

いつ頃、決まったものですか。(案内があったのか)

(税務課長)

令和3年の地方税改正で内容は決まっていたが、詳細について確定したのは最近のことになります。

(佐々木委員)

クレジット決済ができるようになると、考えられるのがポイントの付与です。税金を支払ったことによりポイントが付与されることがあるのか。

(税務課長)

今もアプリ決済しているものがあるが、ポイントはつかない。今後のクレジット決済等も同様の考え方です。

(会 長)

そのほか、何かございませんでしょうか。

(会 長)

何もなければ、本日予定しておりました議事については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

7 閉 会

(司会者)

以上をもちまして、令和4年度第3回釜石市国民健康保険運営協議会の会議を終了いたします。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年2月16日

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____